

泉佐野市教育委員会 様

泉佐野市情報公開審査会
会長 松田 聡子

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月20日付け泉佐学学第1568号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

泉佐野市教育委員会が平成23年9月15日付け泉佐学学第1143号により行った情報不存在の決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年9月1日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、泉佐野市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成23年8月4日付で請求した受理番号第876号、第877号、第878号、第879号は請求者の了解なく旅行命令簿と復命書に分け、旅行命令簿は公開決定通知として開示した。一方復命書内部決裁文書は「非公開決定通知書」とせず、情報不存在決定通知書として内部決裁文書と共に開示していない。出張命令に対する命令を果たしたと上司に対する報告書に類する文書の開示と「非開示決定通知書」とせず、「情報不存在決定通知書」として通知できる条例又は規則の条文。」（以下「本件請求文書」という。）について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、異議申立人に対し、「「非開示決定通知書」とせず「情報不存在決定通知書」として通知できる条例又は規則の条文は存在しないため」との理由により、平成23年9月15日付け泉佐学学第1143号により情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成23年10月21日、行政不服

審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、平成23年11月17日これを受理した。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 「情報不存在決定」は条例第10条第3項に基づくとしているが、条例には「公開可否決定を通知しなければならない」とあることから、決定は「公開決定」又は「非公開決定」であり、「情報不存在決定」というものはあり得ない。また、条例中に「情報不存在」という言葉はない。

イ 本件処分において、「情報不存在決定通知書」として通知できる条例又は規則の条文は存在しないと認めながら、「情報不存在決定通知書」により通知しているのは条例違反であり、「情報不存在決定通知書」で通知した決定は全て無効である。

以上のことから、本件処分には理由がなく、本件処分は違法、不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 情報公開の決定については、条例第10条第3項が「実施機関は、公開可否決定をしたときは、遅滞なく、書面により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない」と規定し、公開可否決定の通知については、泉佐野市情報公開条例施行規則（平成12年泉佐野市規則第1号。以下「規則」という。）第4条に規定している。

(2) 情報不存在決定については、規則第4条第4号が「情報を保有しないため情報を公開しないことの決定 情報不存在決定通知書（様式第6号）」と規定している。

(3) 実施機関は、異議申立人に対し、情報不存在決定については規則第4条第4号で規定されている旨、当該条文を示して説明したが、異議申立人は、「不存在というものはあり得ず、また、不存在は決定するものではない。非公開決定とせず情報不存在決定を行える根拠を示せ」という主張を行い、実施機関の説明に納得しなかった。

(4) 実施機関としては、異議申立人が情報不存在決定の根拠を規則第4条第4号以外に求めていると判断した結果、そのような条例及び規則は存在しないとの結論に至ったものである。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、「非開示決定通知書」とせず、「情報不存在決定通知書」として通知できる条例又は規則の条文」である。異議申立人は本件請求文書の存在を主張しているが、実施機関は、情報不存在決定処分を行っていることから、本件請求文書の保有の有無について検討する。

(2) 異議申立人及び実施機関の主張について

ア 異議申立人は、条例には「公開可否決定を通知しなければならない」と規定されているので、公開可否決定は「公開決定」又は「非公開決定」であるべきであり、また、条例中にも「情報不存在」という言葉はないので「情報不存在決定」はあり得ないと主張している。しかし、公開可否決定及び通知については、条例第10条第1項に規定されており、通知の様式については、規則第4条に規定されている。そして、同条第4号には、情報を保有しないため情報を公開しないことの決定の様式として「情報不存在決定通知書」が規定されている。このことから、「情報不存在決定」の根拠は明らかであり、異議申立人の主張には理由がない。

イ 異議申立人は、本件処分において「情報不存在決定通知書」として通知できる条例又は規則の条文は存在しないと認めながら「情報不存在決定通知書」により通知しているのは条例違反であり、「情報不存在決定通知書」で通知した決定は無効であると主張している。しかし、実施機関は、情報不存在決定について規則第4条第4号で規定されている旨を説明したが、異議申立人が納得しないため、本件請求文書を規則第4条第4号以外に求めていると判断し、本件処分を行ったと主張している。そもそも条例及び規則は公表されており、情報不存在決定の根拠もこれ以外には存在せず、本件決定について不合理な点はない。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成23年 9月21日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 1月30日	実施機関から弁明書を受理
平成24年 2月 7日	異議申立人から意見書（反論書）を受理
平成24年 3月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 （第4回情報公開審査会）

平成24年 5月 7日	実施機関から意見を聴取 審議 (第5回情報公開審査会)
-------------	-----------------------------------